第10章 標識類

第1 標識の表示基準

消防用設備等の標識類の表示方法並びに大きさ及び色は、規則第9条第4号、第 12 条第 1 項第 3 号イ、第 4 号イ(ハ)、第 13 条の 6 第 4 項第 3 号イ、第 14 条第 1 項第 3 号ハ、第 5 号の 2 ハ、第 6 号ホ、第 6 号の 2、第 16 条第 3 項第 3 号ホ(ロ)、第 4 号、第 18 条第 4 項第 4 号イ、第 10 号ロ(ホ)、第 13 号、第 19 条第 5 項第 11 号ハ、第 15 号ニ、第 6 項第 4 号、第 20 条第 5 項、第 21 条第 4 項第 14 号、第 5 項、第 22 条第 4 号イ及びロ、第 6 号、第 24 条第 3 号ロ、第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 6 号ロ、第 25 条第 3 項第 4 号ロ、第 4 項第 2 号、第 25 条の 2 第 2 項第 4 号ホ、第 27 条第 1 項第 3 号ロ、第 28 条の 3 第 4 項第 9 号、第 30 条第 7 号、第 8 号、第 30 条の 3 第 4 号二、第 31 条第 4 号、第 6 号二、第 7 号、第 31 条の 2 第 5 号、第 8 号、第 9 号イ、第 31 条の 2 の 2 第 7 号イ、第 8 号二(ロ)、告示第 12 号第 4 第 5 号、告示第 17 号第 2 第 2 号(3)、第 7 号(2)、共住省令第 3 条第 3 項第 2 号へ及びト、第 5 条第 2 項第 1 号ハ、第 2 号ハ、告示第 18 号第 3 第 7 号、告示第 19 号第 3 第 6 号、第 4 第 4 号、加圧防排煙告示第 3 第 11 号及び第 12 号、省令第 23 号第 4 条第 7 号、第 15 号、第 5 条から第 9 条まで及び火災通報装置の基準(平成 8 年消防庁告示第 1 号)第 3 第 17 号の規定並びに前各章に定めるもののほか、次の表のとおりとする。◆

			区分		1	色	大き	きさ	小平								
種				表示基準	地	文字	幅 cm以上	長さ cm以上	設置 場所								
			消火器	消 火 器	赤	白	8	24									
	消	消火器	使用方法	使 用 方 法 (注)当該消火 器の使用方法を 簡記すること	白	赤	12	24	当該消 火器具								
	火器	簡 湯 火 具 消火栓	水バケツ	消火バケツ	赤	白	8	24	のある 場所の								
	一 具								簡易	簡易	水そう	消火水槽	赤	白	8	24	見やす
2014												乾燥砂	消 火 砂	赤	白	8	24
消火設備			膨張ひる石 又 は 膨張真珠岩	消火ひる石	赤	白	8	24									
) 	屋内		屋内消火栓	消火栓	赤	白	10	30	屋内消 火栓箱 の表面								
	設備		電源用開閉器	屋内消火栓設備用	白	赤	文字の をそこ い範囲 て 『	なわな におい	当 閉 の 直 見 い 位 置								

		I	T	l			<u> </u>	
		制御弁	制御弁(スプリンクラー)	赤	白	10	30	
	スプリンク ラ ー	送水口	送 水 口 (スプリンクラー) 送水圧 MPa~MPa (注) 当該スプ リンクラー設備 の有効な送水圧 力範囲の数値を表示すること	赤	白	15	30	当備近や位設直見い置
設	備	末端試験弁	末 端 試 験 弁 (スプリンクラー)	赤	白	10	30	
		補助散水栓箱	消火用散水栓	赤	白	10	30	補助散 水栓箱 の表面
		電源用開閉器	スプリンクラー設備用	白	赤	をそこ い範囲	鮮明度 なわな におい 自 由	当 関 間 間 の の す 置 し で し で し で し で し で し で し に に に に に に に に に に に に に
水噴火		手動起動装置	本手 (又備噴を又る	赤	白	10	30	当備近や位該ののす。設直見い置
		電源用開閉器	水噴霧消火設備用 (注)泡消火設 備、不活性ガス 消火設備、ハロ ゲン化物消火設 備又は粉末消火	白	赤	をそこ	鮮明度 なわな におい 自 由	当該器の直見いのす置

		設備の場合は 「水噴霧」とある のをそれぞれ 「泡」、「不活性 ガス」、「ハロゲ ン化物」又は「粉 末」とする					
	選択弁	(()に受つ区又護物記る	白	赤	30	10	当備近や位設直見い置
	制御弁	制御弁(水噴霧消火)	赤	白	10	30	
	ホース接続口	ホース接続口(泡消火設備)	赤	自	10	30	
		移 動 式 泡消火設備 (注)粉末消火 設備の場合は 「泡」とあるのを 「粉末」とする			10		泡設あは火消備っ泡用
	移動式消火 設 備	 移動式機((注) が大いのでは (注) が大いで (注) が大いで (注) が大いで (注) が大いで (注) が大いで (注) がいた (注) が	赤	白	15	30	八格の面のあは容直見い用納 、他っ貯器近や位兵箱表そにて蔵ののす置
屋外消火栓 設 備	屋外消火 栓 箱	ホース格納箱 (屋外消火栓)	赤	白	10	30	屋外消 火栓箱 の表面

		屋外消火栓	屋外消火栓	赤	白	10	30	当備近や位設直見い置
		電源用開閉器	屋外消火栓設備用	赤	白	をそこ い範囲	鮮明度 なわな におい 自 由	当
	自動火災報知設備	電源用開閉器	自動火災報知設備用	白	赤	をそこ い範囲	鮮明度 なわな におい 自 由	当 閉 の の す 置
	ガス漏れ 火災警報 設 備	電源用開閉器	ガス漏れ火災警報設備用	白	赤	をそこ	鮮明度 なわな におい 自 由	当 閉 の の す 置
		発信機	火災報知機	赤	白	8	24	発信機 のですり 世間
警報設		火災通報 装置の電 源用開閉 器	火災通報装置用	白	赤	をそこ い範囲	鮮明度 なわな におい 自 由	当まるのでは、当該器ののです。
備	消防機関へる知 設 備	回線終端 装置等の 電源用開 閉 器	火災・無装置に係る 回線終端装置等用 (注) 当該設備 又は回りのではではできるででは回りのできるででででででででででででででででででは、 では回りのでは、 では回りのでは、 では回りのでは、 ではいいでは、 ではいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいでは、 ではいでは、 ではいでは、 ではいでは、 ではいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	白	赤	をそこ い範囲	鮮明度 なわい 自 由	当閉直見い開ののす置
		火災通報 装置の配 線の接続 部	火災通報装置用			明度をそ		当線続直見い を が が が が の の す 世 世 世 世

		回線終端 装置等の 配線の接 続 部	火災通報装置に係る 回線終端装置等用 (注) 当該設備 又は回できる範端とと できるでで回名を おい回名を おい回名を では できるでは できるでは できるでは できるでは できるでは できるでは できるでは できるでは できるでは できるでは できるでは できるでは できるでは できるできる。 できるできるできる。 できることが できるとが できることが できるとが できると できる できることが できると できると できると できる できる できる できる できる できる できる できる できる できる		文字の鮮明度をそこなわ ない範囲において自由			当線続直見い配接ののす置
	非常警報設備	電源用開閉器	非常警報設備用	白	赤	文字の をそこ い 節 田 て 「	なわな におい	当 閉 直 見 い で す 置
避	避難器具	避難器具	避 難 器 具 (注)避難は が が が は が は が は す っ る に と き る に き る に る り る り る り る り る り る り る る て る る て る る て る る て る る る る	白	黒	12	36	当具置又納場見い該をしはす所や位器設、格るのす置
難設備		使用方法	使 用 法 (注)当該避難 器具の使用方法 を簡記すること	白	黒	図以よってく田で	文字に わかり 表示し 内にお	避具る標直見い難で旨識近や位
	誘 導 灯	電源用開閉器	誘導灯用	白	赤	文字の をそこ い範囲 て É	なわな	当該器の 直見い 付置
消火活		送水口	送 水 口 (消防隊専用)	赤	白	10	30	当該設 備の見 近の見
動上	連件法予で	放水口	放 水 口 (消防隊専用)	赤	白	10	30	やすい 位置
必要	連結送水管	ホ ー ス 格 納 箱	ホース格納箱(消防隊専用)	赤	白	10	30	当該格 納箱の 表 面
な施設		電源用開閉器	連結送水管用	白	赤		なわな におい	当該開 閉器の 直近や す

								い位置
		保護箱	非常コンセント	赤	白	10	25	当該保 護箱の 表 面
	非常コンセント設備	電源用開閉器	非常コンセント 設備 用	白	赤		なわな におい	当閉直見いのす置
	排煙設備	電源用開閉器	排煙 設備 用	白	赤	文字の をそこ い範囲 て É	なわな におい	当閉直見いのす置
	連結散水設備	送水口	送 水 口 (連結散水設備)	赤	白	10	30	当備近や位 設直見い置
	無線通信	保護箱	無線機接続端子 消 防 隊 専 用	赤	白	文字の をそこ い範囲 て 『	なわな におい	当該保 護箱の 表 面
	補助設備	電源用開閉器	無線通信補助設備用	白	白本文字の鮮明度 をそこなわない範囲におい て 自 由		なわな におい	当閉直見いです置
必要とさ	パジ設 ツ型 ツ型 ツ型 火 型 り 型 火 型 火 型 ル 型 ル 型 ル ラ も の も の も の も の も の も の も の も の も の も	パッ型 シ型 パッ型 パッ型 が型 が型 が型 り が が の の の の の の の の の の の の の	パッケージ型 消 火 設 備 パッケージ型 自動消火設備用	4		明度をそ]におい		当該設 備の表 面
れる防火安・	共同住宅リンクラー	制御弁	制 御 弁	鮮をないに	字明そわ範お自の度こな囲い由	10	30	当備近や位
全性能を	設備	試 験 弁	試 験 弁	文字	字の鮮	明度をそ]におい		当備近やののす 置

有する消防の用		電源用開閉器	共同住宅用 スプリクラー 設備 用 (注) 当該設備 である範囲ない である範囲名とがで ことがで 記することがで	白	赤	をそこ	鮮明度 なわな におい	当該開 閉器の 直近の 見やす い位置
だ供する設備等		送水口	送水口 (共同住宅用 スプ・リンクラー) 送水圧 MPa~MPa(注) 当該設備 である範囲 でおる範囲 なおいた さる に決って おことがで であること であること であること であること であること であること であること であること であること であること であること であること であること であること であること であること った であること であること であること であること であること であること であること であること であること であること であること であること であること 	赤	白	10	30	当備近や位設直見い置
	共同住宅用 自動火災報 知 設 備	電源用開閉器	共同住宅用 自動火災備 用 (注) 当該設職 信 である範囲 名と で設備ることが で設備ることが できる	白	赤	をそこ い範囲	鮮明度 なわな におい 自 由	当閉で見いで見いが、
	住戸用自動火災報知 設 備	電源用開閉器	住 戸 用 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	白	赤	をそこ い範囲	鮮明度 なわな におい 自 由	当閉直見いのす置
	共同住宅 用非常警報 設備	電源用開閉器	共同常備 第一個 第一個 第一個 第一個 第一個 第一個 第一個 第一個 第一個 第一個	白	赤	をそこ い範囲	鮮明度 なわな におい 自 由	当閉直見い開ののす置
	共同住宅 用連結送 水 管	送水口	送 水 口 (消防隊専用)	赤	白	10	30	当 備 の の り か 位 で 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世

	放水口	放 水 口 (消防隊専用)	赤	白	10	30	当 備 の 見 い 位 置
	ホ ー ス 格 納 箱	ホース格納箱 (消防隊専用)	赤	白	10	30	当 備 の の し か 位 置
	電源用開閉器	共同住宅 用連結送水管用 (注)当該設備である範囲においてある範囲名称を節で設備名とができる。	白	赤	をそこ い範囲	鮮明度 なわな におい 自 由	当 閉 正 見 い 位 置
共用ませい。	電源用開閉器	共同は 住セン用 に注)の に注)の に注)の にさる にさる にさる にさる にさる にさる にさる にさる	白	赤	をそこ い範囲	鮮明度 なわな におい 自 由	当閉直見いです置
加圧防排煙設備	電源用開閉器	加圧防排煙設備用	白	赤	をそこ	鮮明度 なわな におい 自 由	当閉直見い開ののす置
特定駐車消火 設備	電源用開閉器	特定駐車場用 泡消火設備用 (注)当該設備 であると認識と認識さる きる範囲 で設備名とが で設することが きる	白	赤	をそこ い範囲	鮮明度 なおい 自 由	当閉直見い開ののす置
	末端試験弁	末端試験弁(特定駐車場用泡消火)	赤	白	10	30	当備近やののよう 置

備考 1 標識の大きさが、この表に掲げる最小限度の数値をこえるものは、幅と長さの比率をこの表に掲げる最小限度の数値のとおりとすること

- 2 「消火器」の標識には必要に応じ、普通火災用、油火災用、電気火災用等その適 応性を付記することができること
- 3 文字の向きを変更する場合において、その標識の大きさの幅と長さの比率はこの 表に掲げる最小限度の数値のとおりとすること